

大阪市西区保険年金関係窓口業務等非常勤嘱託職員要綱

制定 平成31年4月1日

(目的)

第1条

この要綱は「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される大阪市西区保険年金関係窓口業務等非常勤嘱託職員（以下「保険年金嘱託員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格要件)

第2条

国民健康保険業務経験や自治体窓口における従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者が望ましい。

(任用)

第3条

保険年金嘱託員の選考は、面接により行う。

(任用期間)

第4条

保険年金嘱託員の任用期間は1年以内とし、任用期間の満了日は任用日から同日の属する会計年度の末日までとする。また、本市が認める場合に限り、更新もありうる。

(業務内容)

第5条

保険年金嘱託員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国民健康保険の資格・賦課、給付に関する業務
- (2) 後期高齢者医療の資格・賦課、給付、収納に関する業務
- (3) 国民年金に関する業務
- (4) 帳票の作成やデータ入力
- (5) 送付事務に係る補助事務
- (6) 電話による問い合わせへの対応
- (7) 保険年金にかかる必要な事務

(勤務)

第6条

保険年金嘱託員の勤務日数及び勤務時間等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 勤務日数は、1日7時間30分の勤務で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間は、午前9時00分から午後5時15分までの週30時間
- (3) 休憩時間は、45分
- (4) 休日は、次のとおりとする。

(ア) 日曜日、土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(ウ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前各号に掲げる日を除く。）

- (5) 主管課長は、前号の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同号の規定により難しいときは、勤務時間及び休日を別に定めることができる。
- (6) 主管課長は、前号の規定により保険年金嘱託員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- (7) 前号の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の 6 日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の 6 日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の 21 日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。ただし、勤務時間は週 30 時間を超えないものとする。

（報酬等）

第 7 条 保険年金嘱託員の報酬等は次のとおりとし、その支払方法は口座振込みとする。

- (1) 報酬額は月額 168,000 円とする。
- (2) 報酬支払い時に所得税及び健康保険料等を控除する。
- (3) 報酬は月の初めから月末までを計算期間とし、報酬については当月分をその月の支払日に、その他については翌月の支払日に支給する。
- (4) 支払日は毎月 17 日（1 月は 18 日）とするが、その日が土曜日に当たるときは、その前日、日曜日又は祝日に当たるときはその翌日、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日とする。
- (5) 通勤交通費は、非常勤の職員の通勤に係る費用弁償に関する規定に準ずる。
- (6) 昇給や賞与、退職金その他の手当の支給はしないものとする。
- (7) 業務に必要な出張交通費については、正規職員に準じて支給する。

（実施細目）

第 8 条 この要綱の実施について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。